

No 4280231

事務事業票

所管部長等名	財務部長 岩本 博文
所管課・係名	納税課 納税推進係
課長名	機 智三郎

評価対象年度 平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	滞納整理事務事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	2	—	2	—	2	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	6	—	12	—	08
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行政の経営		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保		施策大項目					
	具体的な施策と内容	1	収入の安定確保		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市税等の滞納者に対して、滞納整理(督促、催告、納税相談、財産調査、滞納処分、執行停止等)を行う。									
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> その他()									
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:)※予算の全てが補助金支出である場合に記入。									
根拠法令、要綱等	地方税法 国税徴収法 八代市市税条例 八代市市税条例施行規則									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない		
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	市税及び国保税の滞納者									
事業内容(手段、方法等)	各税目納期限後に督促発送し、納付なき場合は早期に催告を発送する。その後も納付、納税相談なき場合は、財産調査を実施し、早期に滞納処分を行う。なお、処分財産がない場合など滞納処分の停止要件に該当する場合は、速やかに滞納処分の停止処理を行う。					成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)				
	納期内自主納税者を増やし、収納率を向上させる。									

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込	
事業費(直接経費) (単位:千円)	事業費(直接経費)	35,892	39,753	36,806	45,025	43,674	42,363	41,092	
	財源内訳	国県支出金							
		地方債							
		その他特定財源(特別会計→繰入金)	3,484	3,820	2,687	4,000	4,000	4,000	4,000
		一般財源(特別会計→事業収入)	32,408	35,933	34,119	41,025	39,674	38,363	37,092

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	滞納処分件数		計画	-		600	540	700	1080
実績				830	423	318	749	1044	-	
②				計画	-					
				実績						-
③					計画	-				
					実績					
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	市税現年度収納率	滞納整理事務は滞納に関する一連の事務であるが、滞納整理上の最終目的を示す指標としてとらえた。		計画	-	98.35	98.4	98.4	98.65	98.70
実績					98.35	98.38	98.38	98.61	98.68	-	
②		国保税現年度収納率	滞納整理事務は滞納に関する一連の事務であるが、滞納整理上の最終目的を示す指標としてとらえた。		計画	-	93.21	93.3	93.27	93.05	93.10
					実績		93.22	92.82	92.96	93.02	-
③					計画	-					
					実績						-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本事業は、法律の規定に基づいて行われるものであり、行政運営のために必要な財源の確保のための重要な事業である。特に滞納処分については、徴税吏員となる正職員のみが行える事務である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	H28年度は、催告、差押えなど、基本的な事務を強化し、市税については目標を達成することができた。さらに、成果を向上させるためには、基本事務の徹底に併せ、新たな収納率向上対策も補完しながら、一連の滞納整理を遂行していく必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	既に職員は滞納整理に特化し、臨戸徴収は納税相談員が担っている。滞納整理事務は、徴税吏員だけに付与された自力執行権を行使する事務であり、民間委託、指定管理者制度の導入はできない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 ● 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	<p>(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など)</p> <p>税は行政サービスを提供するための重要な財源であり、税負担の公平性の観点からも、滞納対策を厳正に行っていく必要がある。</p> <p>交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定に用いる徴収率が見直され、これまでの「全国の平均的な徴収率」から「上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率」に28年度から5年間で段階的に見直されるなど、より一層の徴収努力が求められている。</p>		
外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成24年度
改善進捗状況等	H28進捗状況	3. 現状推進	
	H28取組内容	個別催告、滞納処分の強化に取り組んだ。 熊本県税務職員の併任徴収を実施した。 事務の効率化のため、預金差押の集中処理を実施した。 納付環境の整備として、平成28年度からコンビニ収納を実施した。	
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

所管部長等名	財務部長 岩本 博文
所管課・係名	納税課 納税推進係
課長名	機 智三郎

評価対象年度	平成28年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	市税還付金事業		会計区分	01 一般会計					
			款項目コード(款-項-目)	2	—	1	—	10	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために	事業コード(大-中-小) 6 — 12 — 10					
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営		総合戦略での 位置づけ	基本目標			
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保			施策大項目			
	具体的な施策と内容	2	支出の見直し			施策小項目			
事務事業の概要 (全体事業の内容)	歳出市税還付金は、申告書の提出(確定申告・修正申告)、賦課更正等を原因として、徴収金に過誤納が発生した場合に還付するもので、決算後(出納閉鎖後)に歳出予算から支出される。歳出市税還付金は課税担当課で還付の決定を決議し、それにより納税課で予算からの差引事務を行い、会計課処理となる。通知等は課税担当課が行う。								
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> その他()								
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:) ※予算の全てが補助金支出である場合に記入。								
根拠法令、要綱等	地方税法第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 八代市会計規則第18条								
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない			
	合併前		未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	還付対象者						
事業内容(手段、方法等)	①申告書の提出(確定申告・修正申告)、賦課更正等を原因とした歳出市税還付金が発生した場合に、課税担当課でその決定を決議する。 ②その資料に基づき納税課で歳出予算から差引事務を行う。【本件事業予算は納税課貼付け】 ③会計課へ処理を回す。 ④通知等は課税担当課が行う。 ※歳出市税還付金は決算後(出納閉鎖後)に還付が決定したもので、歳入予算からは還付できず、歳出予算(納税課)から支出されるものである。						
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	過誤納に係る歳出市税還付金を遅滞なく還付することにより、適正・公正な課税収納管理を行うことで税行政への信頼性を確保する。						

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込	
事業費(直接経費) (単位:千円)	事業費(直接経費)	78,713	71,067	48,377	50,000	50,000	50,000	50,000	
	財源内訳	国県支出金							
		地方債							
		その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	78,713	71,067	48,377	50,000	50,000	50,000	50,000	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①			計画	-						
				実績						-	
	②			計画	-						
			実績						-		
③			計画	-							
			実績						-		
<記述欄>※数値化できない場合 歳出還付金事務については、基本的に納税者等の収入・業績の変化に基づく申告により行うものであり、各課税担当課が還付を決議し、還付対象者への通知までを担当するため、活動指標は課税担当課に及ぶところが大きい。(納税課は予算からの差引き事務及び予算管理を担当しているため)											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①				計画	-					
						実績					-
	②				計画	-					
					実績					-	
③				計画	-						
					実績					-	
<記述欄>※数値化できない場合 成果指標＝「税務行政に対する信頼性の確保」 歳出還付金事務については、各課税担当課において、還付発生的事实を把握し、還付を決議し、還付対象者への通知までを行うため、適正な課税と迅速な還付事務処理が要求される。(納税課は予算からの差引き事務のみ担当)従って、成果を数値で表せない。											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	税法上の事務として、適正で迅速な事務処理により税行政への信頼性を確保するための義務的事務である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	H26年10月電算システムを変更したが、事務手順は変わらないため、見直しの余地はない。迅速な還付事務を行うために現在考えられる最善の方法で行っている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	市税歳出還付金は、法定の義務的経費である。本事業そのものは、民間委託等できるものではない。適正で迅速な還付事務(還付加算金)実行に当たっては、課税内容に精通していることが要求されるが、部分的に非常勤職員で対応可能かを検討する余地はある。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 市税歳出還付金事務については、基本的に納税者等の申告等に基づいて行うものであるが、特に法人市民税の還付については制度上、個別企業の業績に左右されるため、事前の見込みは困難であるが、予算不足による還付遅延の発生を防止するためには、課税担当課と納税課との連絡を密にしていける必要がある。		
外部評価の実施			実施年度
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		